

ふるさと知事ネットワーク
「森林吸収量市場取引制度」研究プロジェクト
最終とりまとめ

～地球に優しいふるさとの森づくり～

〔青森県、山形県、福井県、山梨県、長野県、奈良県、島根県、高知県、熊本県、
鳥取県（リーダー県）
政策アドバイザー：日本大学大学院客員教授 小林紀之〕

平成24年5月16日

第1章 目的

森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるためには森林の整備・保全を適切に行うことが必要であることから、政府は平成19(2007)年度からの6年間で全国で330万haの間伐を実施することを目標として間伐を進める取組を行っている。

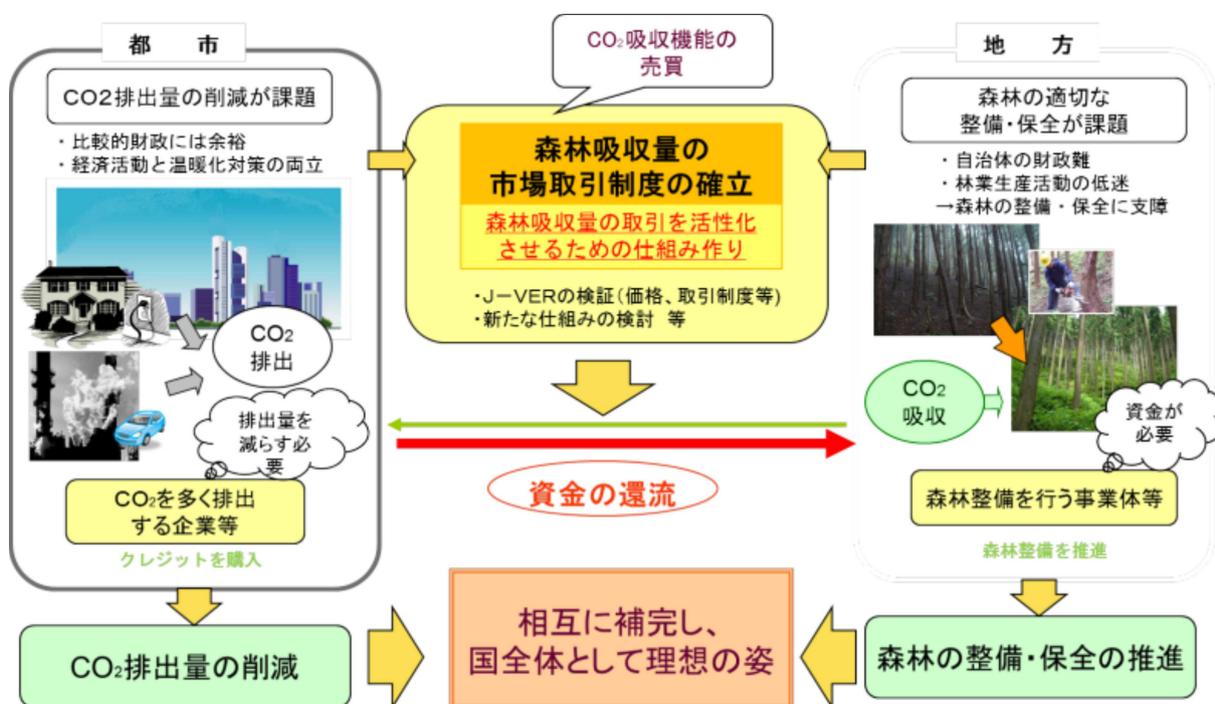
しかし、材価の低迷等による林業生産活動の停滞等により、実際に森林の管理や整備・保全を行う地方の森林所有者等には、森林整備を行うための資金が必ずしも十分にあるとは言い難い状況である。

一方、地球温暖化対策の一つとして、国内の林業活動により確保された森林吸収量等をカーボン・オフセットに用いられるクレジットとして認証するJ-VER制度が平成20(2008)年度に創設された。これにより、国内のプロジェクトによるクレジットが国内市場に流通し、資金が国内林業に還流し、国内林業の活性化と地球温暖化対策としての森林の整備・保全の一層の推進が図られることが期待されているところであるが、いまだ緒についたばかりであり、必ずしも普及しているとは言い難い。

このため、本プロジェクトチームでは、地方に森林の整備・保全のための資金をより多く還流させる仕組みについて調査・研究を行い、全国に向けて発信することとした。

チームの名称	「森林吸収量の市場取引制度」研究プロジェクトチーム
リーダー県	鳥取県
参加県	青森県、山形県、福井県、山梨県、長野県、奈良県、鳥取県、島根県、高知県、熊本県（10県）
政策アドバイザー	日本大学大学院 法務研究科客員教授 小林紀之氏

○森林吸収量市場取引制度のイメージと検討方向



第2章 J-VERについて

(1) カーボン・オフセットとは

- ・カーボン・オフセットとは、自らの排出量の削減努力では取組が不足する場合に、他者が行う温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、日常生活や経済活動において排出されるCO2等の温室効果ガスの排出を埋め合わせるという考え方である。
- ・元々はヨーロッパを中心に普及した取組であるが、我が国においてもカーボン・オフセットの取組が広まることで、事業者、国民など幅広い主体による自発的な温室効果ガスの排出削減の取組を促進することが期待される。
- ・一方、カーボン・オフセットの普及にあたっては、用いられる温室効果ガスの排出削減量及び吸収量の信頼性の確保が重要となることから、国内の排出削減活動や森林整備によって生じた排出削減・吸収量を認証する「オフセット・クレジット（J-VER）制度」を環境省が平成20（2008）年11月に創設した。

○カーボン・オフセットとは？（環境省資料より）

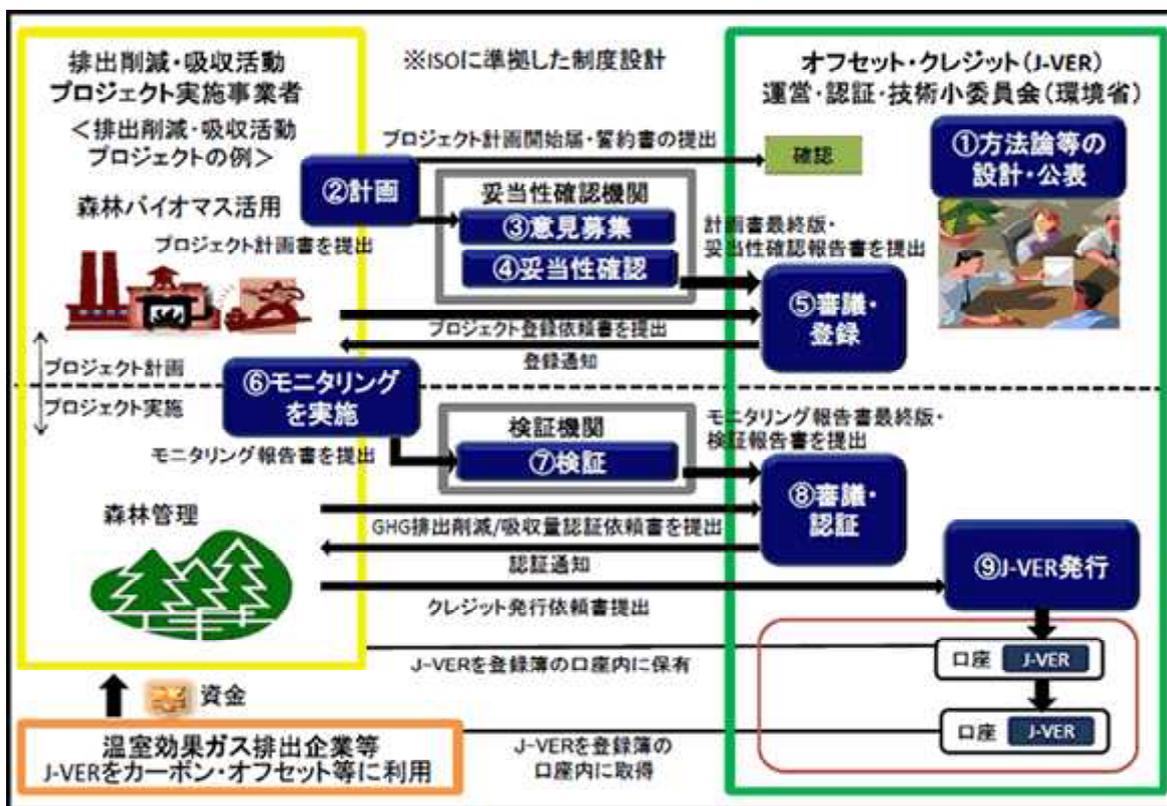


(2) J-VER (Japan Verified Emission Reduction) とは

- ・平成20(2008)年2月に環境省がとりまとめた「我が国におけるカーボン・オフセットの在り方について（指針）」では、カーボン・オフセットに用いられるクレジットについては、確実な排出削減・吸収があること等の一定の基準を満たしていることを確保する仕組みが必要であるとされている。
- ・これを受け、環境省では平成20(2008)年3月より、「カーボン・オフセットに用いられるVER (Verified Emission Reduction) の認証基準に関する検討会」を設置し、国内排出削減・吸収プロジェクトにより実現された温室効果ガス排出削減・吸収量をオフセット・クレジット（J-VER）として認証する制度について検討を行い、平成20(2008)年11月に「オフセット・クレジット（J-VER）制度」（以下、環境省J-VER制度という）を創設した。

- ・これにより、当該制度に基づいた妥当性確認・検証等を受けることで信頼性の高い環境省J-VERプロジェクトとして認証を受け、クレジットが発行される仕組みができた。なお、この制度の活用によって、これまで海外に投資されていた資金が国内の温室効果ガス排出削減・吸収活動に還流させる効果が期待されている。

○環境省J-VER制度の概要（環境省資料より）



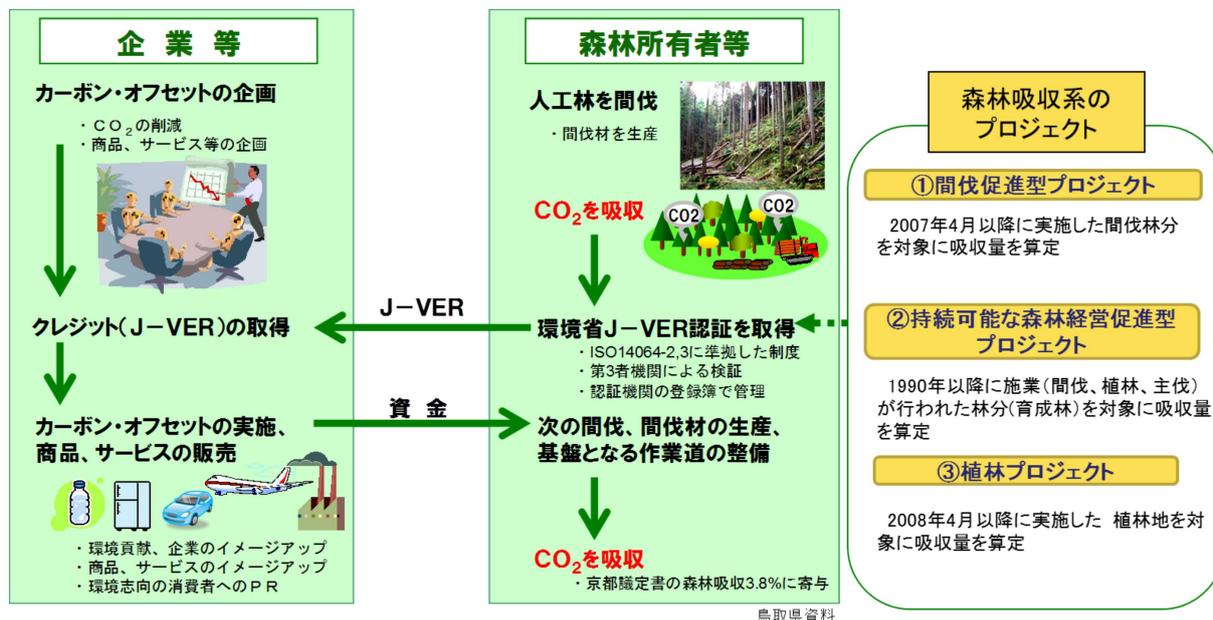
(3) J-VERと森林

- ・J-VER制度においては、対象となるプロジェクトの種類をあらかじめ「ポジティブリスト」として提示し、プロジェクト登録のための適格性基準や、温室効果ガス排出削減・吸収量の算定・モニタリングの方法を定めた「方法論」を作成している。
- ・このうち、間伐・植林等の森林整備による二酸化炭素吸収量を認証する森林管理プロジェクト（間伐等の実施による森林吸収量を認証・クレジット化）については、以下の3つの方法論がある。

方法論の名称	対象
間伐促進型プロジェクト	2007年以降の間伐実施森林が対象
持続可能な森林経営促進型プロジェクト	1990年以降の間伐・主伐・植栽実施森林が対象
植林プロジェクト	森林ではない土地への新たな植林が対象

- ・なお、本とりまとめでは、以降について、特に断りのない限り「J-VER」とはこれら森林管理プロジェクトによる森林吸収系J-VERを差すこととする。

○森林管理プロジェクトによる森林吸収クレジットと活用（鳥取県資料）



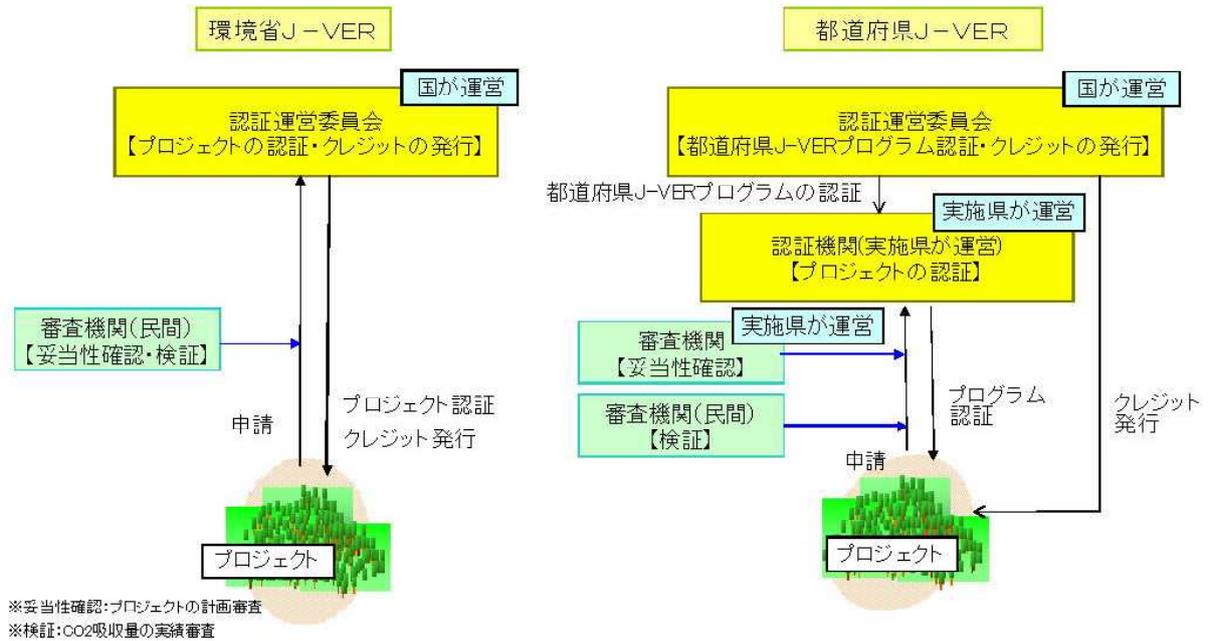
(4) 環境省J-VERと都道府県J-VER

- ・一方、都道府県が運営するクレジット認証制度等のうち、環境省J-VER制度と整合していると認められるものを「都道府県J-VER」（以下、都道府県J-VERという）として認証する「都道府県J-VERプログラム認証」がある。
- ・現在、高知県と新潟県が実施している。

概要	温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する都道府県の制度（都道府県プログラム）について、環境省J-VER制度に整合していると認められるものを「都道府県J-VERプログラム」としてJ-VER認証運営委員会が認証する。
条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者は、都道府県であること。 ・都道府県プログラムが、環境省J-VER制度と整合していること。等
都道府県J-VERプログラム認証の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・「都道府県J-VERプログラム」として環境省J-VER制度におけるプログラム認証リストに掲載される。 ・都道府県J-VERプログラムより発行されるクレジット（以下「都道府県J-VER」という。）は、J-VER認証運営委員会により認証、発行されるJ-VERと同列にJ-VER登録簿に発行されるものとする。 ・都道府県J-VERは、J-VER認証運営委員会とは異なる認証主体が発行するものであることを、クレジット種別を分けることにより明確化するものとするが、それ以外の保有・移転・無効化等J-VER登録簿上の取扱いについては、環境省J-VER制度と同様とする。

○環境省J-VERと都道府県J-VERの概要（鳥取県資料）

環境省J-VER及び都道府県J-VERの概要



第3章 J-VERの現状

(1) J-VERの取組事例

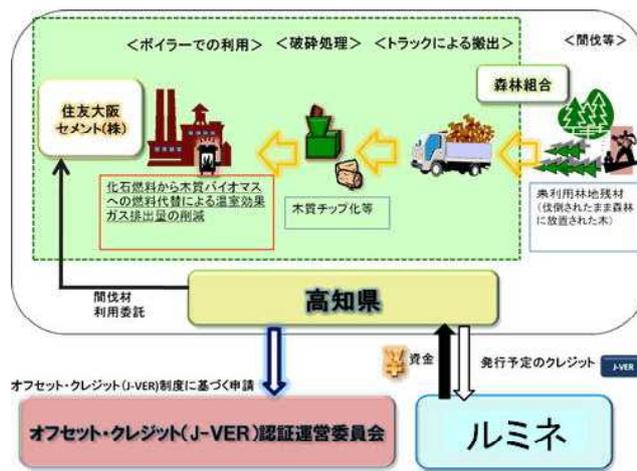
カーボン・オフセットにJ-VERが活用された事例について、いくつか紹介する。自らの企業活動やイベント開催に伴い発生したCO2をオフセットする事例が多い。

○カーボン・オフセットの種類（カーボン・オフセットフォーラム資料より）

自己活動オフセット	企業等が自らの活動に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの（事業所の建設・運営、社員の通勤等）
会議・イベント開催オフセット	国際会議やコンサート、スポーツ大会等の開催に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの
商品使用・サービス利用オフセット	商品を製造・使用・廃棄したり、サービスを利用したりする際に排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの
自己活動オフセット支援	商品・サービスを介し、当該商品・サービスを購入・利用する消費者個人の日常生活に伴う排出量のオフセットを支援するもの

【事例① 高知県とルミネの事例】

- ・環境省J-VER
- ・J-VER制度設計の元となった、モデル事業
- ・木質バイオマスによるCO2削減
- ・ルミネ社員の通勤をオフセット
- ・オフセット量：899t-CO2



【事例② COP10等の事例】

- ・環境省J-VER、都道府県J-VER
- ・会議・イベント開催オフセット
- ・生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議（MOP5）開催に係るCO2をオフセット
- ・オフセット量：27,357t-CO2（うちJ-VERによるもの2,957t-CO2※排出削減系を除く）

【事例③ 鳥取県と山崎製パン(株)との事例】

- ・環境省J-VER
- ・商品・サービス利用オフセット
- ・鳥取県の素材を使用したカーボン・オフセット対象商品（パン等）に使用（パン1個当たり1円をJ-VER購入資金に使用）
- ・オフセット量：138t-CO2



(2) J-VERの現状

- ・平成24(2012)年1月末時点で、プロジェクト登録件数が合計113件、J-VER発行見込量が合計168,490t-CO2/年(鳥取県調べ)

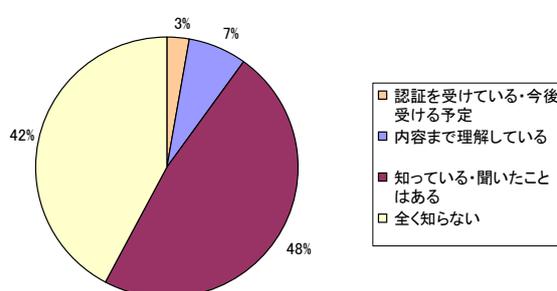
	環境省J-VER	都道府県J-VER
制度開始年月	H21(2009)年3月	H21(2009)年2月
登録件数	100件	13件
J-VER発行見込量	162,817t-CO2/年	5,673t-CO2/年
認証件数	57件	8件
認証量	147,252t-CO2	4,447t-CO2

第4章 J-VERの課題

(1) 普及度・認知度

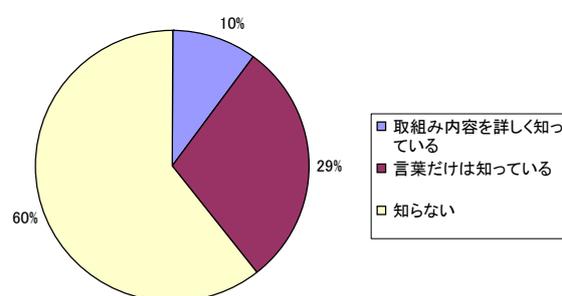
- ・根本的な問題として、J-VERの普及が発展途上であるために、企業や一般におけるJ-VERの認知度が決して高いとは言えず、したがって取引も低位であるという現状がある。
- ・なお、一般(消費者等)の認知度が低いままであると、企業側もJ-VERの活用(カーボン・オフセット商品の販売等)に対するモチベーションがさらに低下するおそれがある。
- ・このため、J-VERの主な買い手である企業に対して購入を促すための仕組み作りや、認知度向上のためのPRはもちろん、一般の消費者に対するPRも推進し、J-VERの利用についての機運を社会全体で盛り上げていく必要がある。

J-VERに対する企業の認知度



J-VER 制度に対する自治体及び企業の意識調査結果(2009年12月)(財団法人日本不動産研究所)

カーボン・オフセットに対する一般の認知度



「カーボンオフセット、エコポイント、カーボン・フットプリント」に関する調査(2008年7月)(株)ヤフーバリューインサイト

目指すべき方向

取引促進のためには、企業にJ-VERの購入を促す制度を設けるとともに、認知度の向上を図るべき。

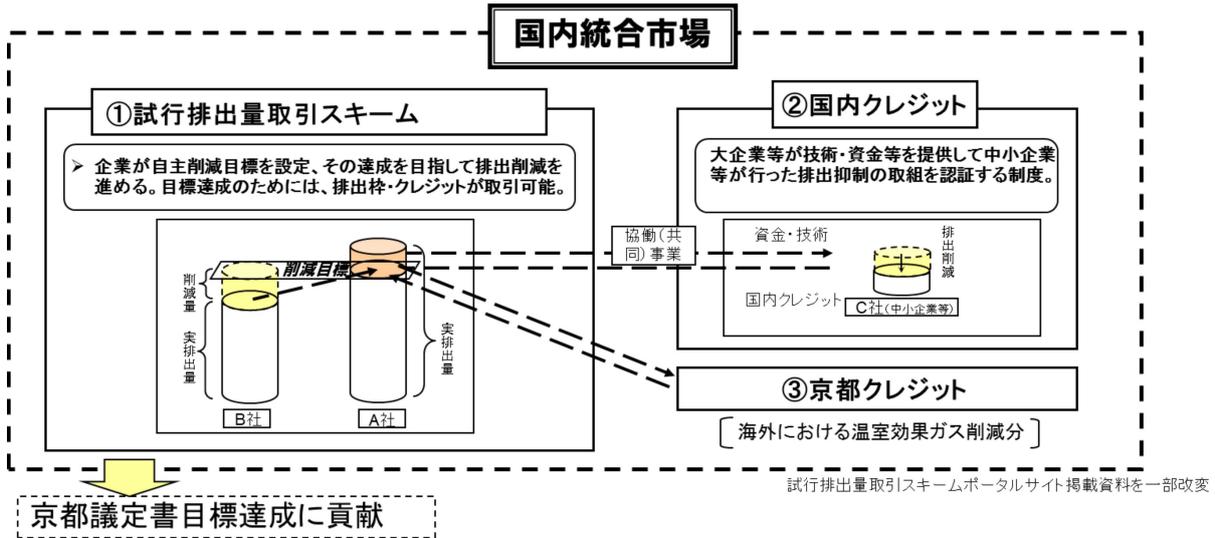
(2) 使用範囲

- ・京都議定書の目標達成に貢献するため、企業が自主的に削減目標を設定し、その達成を目指して排出削減を進める「試行排出量取引スキーム」と、そこで活用可能なクレジットの創出・取引の2つの仕組みから構成される「国内統合市場」が平成20(2008)年から設けられている。
- ・しかし、用いられるクレジットは国内クレジットや京都クレジットのみであり、J-VERはその対象となっていない。
- ・カーボン・オフセット以外にもJ-VERの使用範囲を広げ、需要を拡大していくことが必要である。

目指すべき方向

J-VERの需要を拡大し、販売促進につなげるため、国内統合市場においてもJ-VERを使用可能なクレジットとして位置づけるべき。

○国内統合市場について（試行排出量取引スキームポータルサイト掲載資料を一部改変）



(3) 認証取得に要する経費

- ・環境省J-VERの認証取得には多大な経費負担が必要であり、認証取得の直接経費として約300万円が必要となることから、プロジェクト実施者にとって大きな負担となっている。
- ・一方、都道府県J-VERの場合、認証取得経費は安くなるが、県は制度運営にかかる経費を負担する必要がある、単独では大きな負担となる。

○認証取得コストの一例（環境省J-VER）

J-VER認証取得経費：約300万円

- 妥当性確認受検費用：約100万円、検証受検費用：約60万円
- モニタリング費用：約30万円（5箇所）
- 申請等事務費用：約100万円

※120haの間伐団地を想定
※検証、モニタリングは発行の都度必要。

○都道府県J-VERの例（高知県）

- ・都道府県J-VER制度により、妥当性確認受験費用は不要
※妥当性確認は認証機関事務局が実施するため。
- ・東京に本社のある審査機関が高知県内に審査人を養成（1名）、検証受検費用を3割軽減

↓

- ・上記のケースとの比較では、J-VER認証取得経費を4割程度軽減できる試算
- ・一方、県は制度運営経費を負担する必要

目指すべき方向

認証取得コストを軽減して入口のハードルを下げる一方、県の負担が過大にならない仕組みを設けるべき

(4) 取引手法

- ・ J-VERについては、現在のところマッチングの場が少ないために相対取引が主流となっている。これは、各プロジェクトの魅力（J-VERを購入することである地域の森林の保全に役立っているのだという好意的なイメージ等）を直接伝えやすい一方、取引相手を探すのに大きな負担となっている。
 - ・ また、売手、買手の希望する価格差も大きい。
 - (a) 売値気配値平均：15,175円／t-CO2
 - (b) 買値気配値平均：3,500円／t-CO2
- ※平成24(2012)年1月時点
- ※「平成23年度カーボン・オフセットレポート」より（都道府県J-VERは除く）
- ・ 一方、企業のCSR及び市場戦略としてJ-VERはおおむね良好な評価を得ている。このため、地方・森林所有者側としても、ネーミングやブランドイメージ等を工夫するなど、自らの商品について企業に良い印象を与えて「『買いたい』と思わせる」努力が必要である。
 - ・ なお、地方・森林所有者側の努力だけでは限界があることから、前述の企業に対する政策的なインセンティブ（税制の優遇措置等）の付与についても必要と思われる。

目指すべき方向

取引がさらに促進されるよう、取引手法の改善を図るべき

【備考】市場取引制度について

相対取引に対するものとして市場取引制度があるが、当該制度を導入した場合、地方・森林所有者側としては主に以下のメリット・デメリットが発生する可能性があることに留意が必要である。

[メリット]

◇相対取引に比べて買手を探す手間（コスト）が省ける

[デメリット]

◇排出削減系は森林吸収系に比べて安価であるため、同一の市場とした場合には以下の問題が発生するおそれ

- ・ 低価格な削減系に引きずられて森林吸収系も価格が低迷する
- ・ 森林吸収系ならではのインセンティブ（森林の持つプラスイメージ）が働きづらくなる

◇投機の対象となった場合、本来の意義とは異なるマネーゲームが横行するおそれ

このため、安易に自由経済主義的な市場取引制度を導入するのではなく、森林吸収系独自の市場を設けるべきであると思われる（取引市場というより、生産者が商品を持ち寄る「共同販売所」のようなイメージ）。

第5章 課題の解決策（提案・検討）

第4章で指摘した課題や目指すべき方向を踏まえ、以下の5つの方策についてメンバー間で提案し、その効果や課題等について検討を行った。

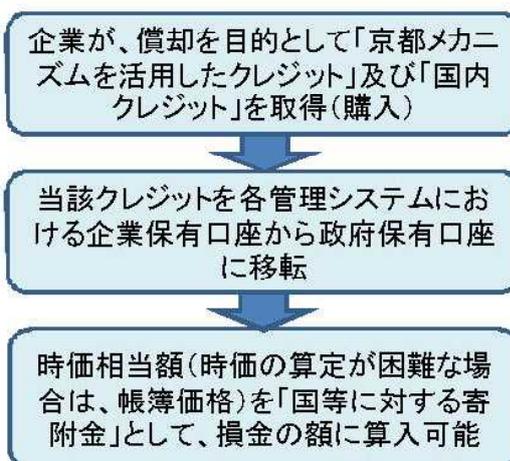
（1）施策による誘導

方策①：J-VER購入企業に対する税制上の優遇措置の創設

【検討内容】

- ・企業側にJ-VER購入を動機づけるため、国としてJ-VER購入企業に対する税制上の優遇措置等を設けるべきではないか。
 - ◇京都クレジット、国内クレジットを償却した場合、京都議定書約束達成に実質的に貢献することから、全額を国への寄附金として法人税損金算入が認められている
 - ◇J-VERは、京都クレジット、国内クレジットと類似した制度であり、会計処理上も同様の取扱いがされている
 - ◇一方、J-VERについては税務上の取扱いが未整理
→J-VERについても、京都クレジットや国内クレジットと同様に法人税における損金算入を認めるべきではないか

○国内クレジット等の法人税上の取扱い



【検討結果】

- ・J-VERに係る税務上の取扱いは整理されていないのが現状であるが、国内クレジット等との意義や制度の類似性からも、同様に無効化（国内クレジットでは償却）した場合、国への寄附金としてその時価相当額（時価の算定が困難な場合は購入経費）を全額損金算入できるものとして、法人税法上の取扱いを整理・明確化するべき。

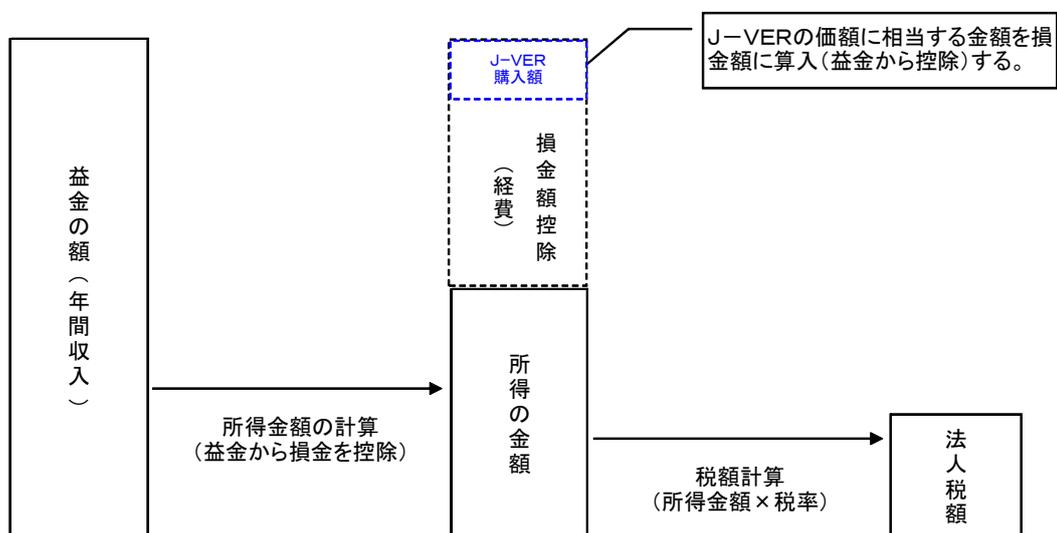
○法人税の損金算入について

○ J-VER を無効化（償却）した場合、無効化した日を含む事業年度において、当該 J-VER の価額に相当する金額を国に対する寄附金として損金の額に算入する。

〔 J-VER の価額：売買実例等を参考として適正に時価を算定する。ただし、時価の算定が困難である場合は帳簿価額として処理する。 〕

【理由】

- ①類似制度である京都クレジット、国内クレジットについて、既に法人税損金算入が認められていること。
- ②上記制度同様に、J-VER の無効化は、我が国の京都議定書目標達成に実質的に貢献するものであり、国に対する寄付とみなすことができると考えられること。



(2) 認知度の向上

方策②：企業・一般に対する普及啓発の推進

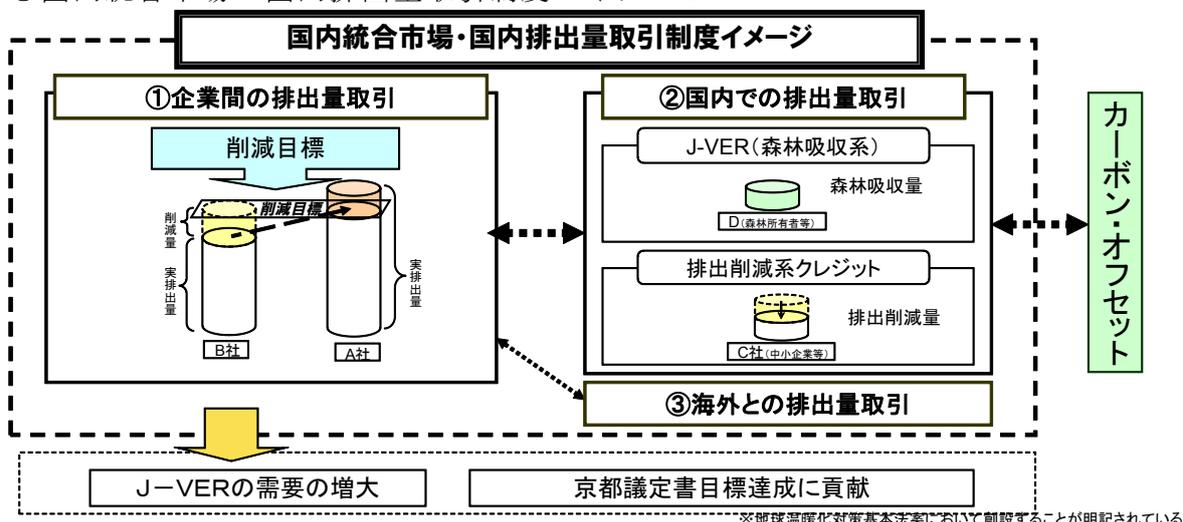
- ・ J-VERの主な買い手である企業に対するPRはもちろん、一般の消費者に対するPRも推進し、J-VERの利用を社会全体で盛り上げていくべき
 - ◇国・都道府県ともあらゆる機会を通じたJ-VER活用事例の広報等を通じた普及啓発活動を推進すべき
 - ◇「クレジット」等、用語が特殊で難解であるため、一般人にも理解しやすい用語への変更も検討すべきでは。

(3) 使用範囲の拡大

方策③：国内統合市場等におけるJ-VERの使用可能化

- ・ 国内統合市場等においてJ-VERを使用することが可能となるよう、国としてJ-VERの位置づけを改めるべき。
 - ◇国内統合市場における参加者の目標達成のために、J-VERが使用できるようにすること
 - ◇国内排出量取引制度※の導入に当たっては、その対象事業者の目標達成のために、J-VERが使用できるようにすること
 - ◇その際、森林吸収系と排出削減系に分け、排出削減系は類似制度(国内クレジット)と統合すること

○国内統合市場・国内排出量取引制度のイメージ



【留意点】

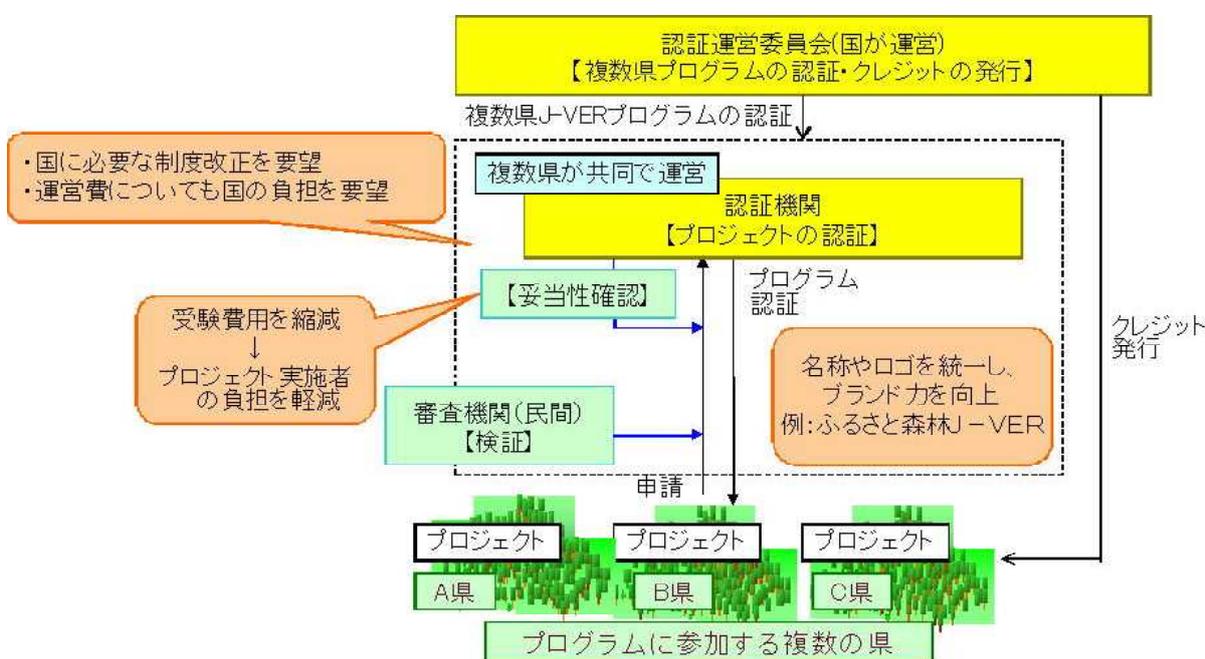
- ・ 削減目標に対する埋め合わせには大量のクレジットが必要とされることから、上記制度においては価格の安い排出削減系クレジット等がメインで使用されるものと考えられる。一方、森林吸収系J-VERについては、むやみに安価・大量販売に走ることなく、その価格と価値(意義)を維持するため、森林の持つ良好なイメージを上手に活用した対応が必要になるものと考えられる。

(4) 認証コストの縮減

方策④：複数の都道府県が共同でJ-VER制度を運営できる制度の創設

- ・環境省J-VERはプロジェクト実施者の経費負担が大きい。一方、都道府県J-VERではプロジェクト実施者の負担は軽減されるものの、制度を運営する都道府県の負担が大きいものとなる。
- ・このため、都道府県J-VERの制度を複数の都道府県で運営できるように制度を改善すべき。
 - ◇プロジェクトの認証を行う機関を共同で運営
 - ◇共同で運営することで、1県あたりの費用負担を軽減

○共同運営のイメージ



【留意点】

- ・運営主体となる複数の都道府県については、必ずしも「ふるさと知事ネットワークのメンバー県」に限らず、「地域的なまとまりを持った複数の都道府県」についても考えられ、その方がコスト的に有利な場合も想定されることから、幅広く検討する必要がある。
- ・なお、地域的にまとまった方が審査機関の共同運営がしやすいことや、買い手に対する「地域の森林を守っている」というイメージを伝えやすいとも考えられる。
- ・一方、運営主体を構成する都道府県は、現行の都道府県J-VERに比べて1県あたりの負担は軽減されるものの、環境省J-VERに比べれば負担は増加する。このため、制度の創設にあたっては、専門知識を持つ人材の確保育成や運営経費の確保のため、実施県に対する国の財政支援等(運営経費や連携体制の構築、各自治体職員の研修等に対する支援)が必要である。
- ・また、各県間の運営経費の分担方法についても、均等割やプロジェクト数に応

じた従量制など様々な手法が考えられるが、いかに公平性を保つかについて検討が必要である。

- ・加えて、プロジェクト実施者の負担軽減のためには、国が実施するモニタリング経費等の支援について、環境省J-VERと同様にその対象とすることも必要である。

○コスト分析

単位：千円

形態	現行制度		新制度	
	環境省J-VER	都道府県J-VER	共同運営①(ふるさと知事ネットワーク)	共同運営②(地域的なまとまり)
県の負担 (1県あたり)	—	38,500	12,000 (均等割)	11,700 (均等割)
プロジェクト実施者の負担	3,000	1,800	1,900	1,850
備考	上記3区分のプロジェクト実施者の負担の差額は、現地審査に係る交通費・移動日数等の差			

(試算条件)

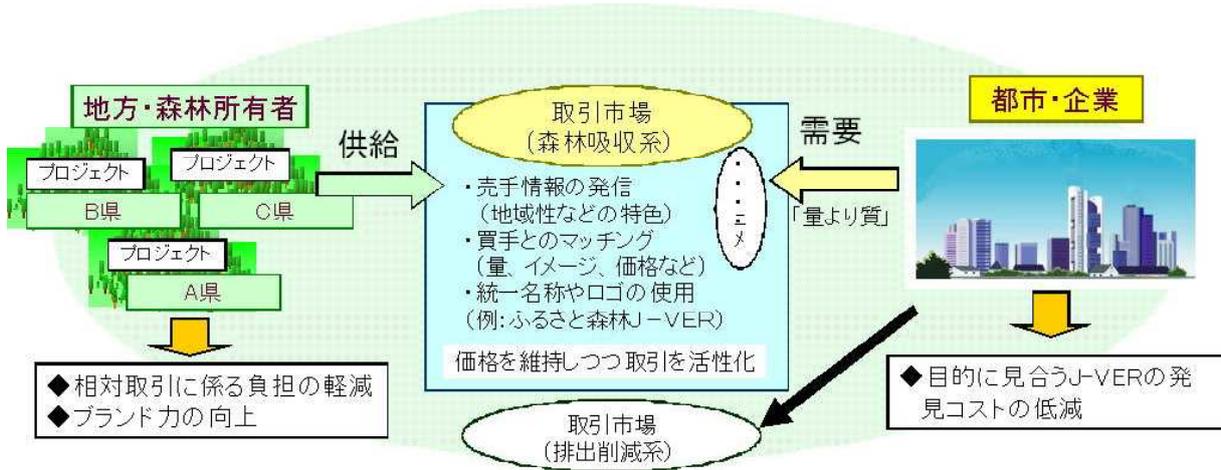
- ・共同運営は構成県10県、1県当たり5プロジェクト/年を想定。
- ・県の負担：認証機関運営経費、審査人養成経費
- ・プロジェクト実施者の負担：認証取得経費(自身の事務経費、外部委託費)

(5) 取引手法の改善

方策⑤：J-VERの取引市場の創設

- ・プロジェクト実施者とJ-VERの購入を希望する企業双方の負担を減らすため、J-VERの取引市場を設けるべき。
 - ◇ウェブ上に市場を設置(ホームページによる取扱い)、プロジェクト実施者が商品を持ち寄る形式(したがって、販売価格や個別名称等は個々に異なる)
 - ◇プロジェクト実施者側は相対取引に掛かる負担が軽減
 - ◇市場に参加することで認知度の向上と販売機会の拡大が期待(特に自治体以外の民間のプロジェクト実施者)
 - ◇企業側は求めるイメージにマッチしたプロジェクトの検索が容易に
 - ◇統一的な冠ネーミングやロゴの設定についても検討

○共同市場のイメージ



【留意点】

- ・市場の構成メンバー（参加都道府県）は、前述の複数の都道府県によるJ-VER制度の共同運営の範囲とリンクさせることが望ましいと思われる。
- ・森林吸収系J-VERの価格と価値（意義）を維持するため、森林吸収系と削減系はそれぞれ別個の市場とするべき。
- ・市場の運営方法や経費の負担方法等については下記のように様々な手法が考えられるため、さらなる検討が必要。

手法		摘要（◇:メリット ◆:デメリット）
運営形式	外部委託	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市場（ホームページ）の運営を業者に委託</div> ◇県の事務負担が少ない ◇セールスも委託した場合、委託業者のネットワークにより、市場を早期に拡大することが期待できる ◆サイト構築のコスト(80万円/年)や運営のための委託経費が掛かる（60万円/年） ◆セールスも委託した場合、さらに委託経費が掛かる（120万円/年） ※上記委託経費は事業体への聞き取り結果による
	関係県による自主運営	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市場の運営を関係県が共同で実施</div> ◇県の経費負担は少ない(委託費が不要) ◆運営のための事務負担が発生（特に自らセールスも行う場合には負担が過大に） ◆各県ごとの業務の分担方法について整理が必要

運営経費の負担者	県	<p>県が運営経費を負担</p> <p>◇各プロジェクト実施者の負担は軽減</p> <p>◆県に経費負担が発生</p> <p>◆プロジェクト実施者の利益確保のために県が経費を負担することへの疑義が生じる</p> <p>◆各県ごとの参加事業者数や販売量等と経費負担割合との関係について整理が必要</p> <p>◆中途から参加した県の経費負担の取扱いについて整理が必要（市場創設に係る初期費用の負担について）</p>
	参加する各プロジェクト実施者	<p>各プロジェクト実施者が運営経費を負担</p> <p>◇県の負担は不要（自らがプロジェクト実施者の場合は必要）</p> <p>◆プロジェクト実施者に求める経費負担が大きいと、共同市場への参加者が少なくなるおそれ</p> <p>◆プロジェクト実施者からの経費徴収方法について整理が必要</p> <p>◆中途から参加した実施者に対する経費負担のあり方について整理が必要（市場創設に係る初期費用の負担について）</p>
運営経費の分担方法	参加者の登録数量に基づく方法	<p>各事業者があらかじめ市場に登録するクレジットの量に応じて経費を負担</p> <p>◇事業規模に応じた経費の負担が可能となる（クレジット量の大きいものがより多くの経費を負担）</p> <p>◆販売実績とリンクしない</p> <p>◆登録数量の矮小化につながる</p>
	販売実績に基づく方法	<p>各事業者の販売実績に応じて経費を負担</p> <p>◇販売実績とリンクし、経費の負担割合が整理しやすい</p> <p>◆販売量にするか、販売額にするか整理が必要</p> <p>◆売れた理由が市場にあるのか、市場以外にあるのか（各自の独自のセールス等）区別が困難なケースもあると考えられるが、その場合の取扱いについて整理が必要</p>

	均等割	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">販売量等にかかわらず参加者で均等に負担</div> ◇単純明快でわかりやすい ◆販売実績とリンクしない（販売実績のない事業者等からも経費を徴収することについて理解が得られるか疑問）
統一名称・ロゴの設定	する	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">統一的な冠ネーミングとロゴを設定 (例:ふるさと森林J-VER)</div> ◇販売機会の拡大効果がより大きくなることが期待される ※各プロジェクトのブランドも購入意欲を向上させるツールの一つなので、各プロジェクトごとの個別名称は残すべきと考えられる ◆ロゴについて、デザイン事務所等にデザイン化を依頼した場合には相応の経費が必要（約25万円程度）※公募でデザイン化不要の図案の応募があれば不要
	しない	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">各プロジェクトごとの個別名称のみ</div> ◇ロゴのデザイン化等の経費を要しない ◆各プロジェクトの個別のブランドイメージのみで訴えていく必要がある（共同市場としてまとまる意義がなく、販促効果も薄い）

【その他】

- ・メンバー県の中には、「個別のブランドを大事にしたいので、共同市場に参加することは差し控えたい」との意見もあるところ。

第6章 まとめ

以上、「森林吸収量の市場取引制度」研究プロジェクトチームでは、地方に森林の整備・保全のための資金をより多く還流させる仕組みについて、J-VER制度の改善策に着目した検討を行ってきた。その結果、改善に向けたいくつかの方向性を示すことができたが、その実現には課題も多くあることが判明した。

このため、本プロジェクトとしては、当面の対応として、5章で提案した内容のうち、

- ①J-VER購入企業に対する税制上の優遇措置の創設
- ②企業・一般に対する普及啓発の推進
- ③国内統合市場等におけるJ-VERの使用可能化

等のJ-VERの普及と利用範囲の拡大に向けた施策の実施について、国に対して提案・要請することとする。

なお、J-VERは京都議定書の第一約束期間に合わせた期間設定がされており、オフセット・クレジット(J-VER)の発行対象期間は平成20(2008)年4月1日～平成25(2013)年3月31日とされているが、本制度は地球温暖化対策のみならず、都市と地方の連携の面からも非常に有意義なものであることから、第1約束期間以降の日本の国際的な約束のあり方如何にかかわらず継続されるべきであることについても、併せて要請する。